П

選管告示

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正.....

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)

平成十八年度山口県補正予算の要領の公表 (財政課).....

先まで 同市大字椿字陣ケ原二七八六の一地 先から 株市大字御許町字御許町四六の一地

新

最最 広狭

三 九二 四〇

_

三六五・〇

る。 起点の変更によ

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)

道路の供用の開始 (道路整備課).....

道路の区域の変更 (道路整備課)

報

目

次

道路の種類

県道 萩三隅線

道路の区域

線 名

X

間

旧新別

(メー・)(地の

ト ル 員

延 (メー

ト ル_長

備

考

旧

最最 広狭

毎週火・金曜日発行

7月18日 (火曜日)

X

間

旧新別

(メートル)敷地の幅員

(メートル) 延 長

備

考

平成 18 年

先まで 同市大嶺町東分字立通三七八の八地地先から 美祢市大嶺町東分字前田四三一の三

新

最最 広狭

三 一 〇八

二八五・八

完了による。

旧

最最 広狭

三一

二八五・八

Щ

山口県告示第三百九十九号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十八年七月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成十八年七月十八日

路 道路の区域 道路の種類 線 名 三二六号 般国道

> 山口県知事 = 井 関 成

> > 山口県告示第四百号

: =

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十八年七月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成十八年七月十八日

山口県知事 井 関

成

三一 一般 六国 号道	路 線 名
同市大嶺町東分字立通三美祢市大嶺町東分字前1	供
分東字分	用
週刊 三田 七四 八三	開
八の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	始
先地 ま先 でか	の
6	区
	間
九日平成十八年七月十	供用開始の期日

(三八六) 平成十八年度山口県補正予算の要領の公表

Ιţ 平成十八年六月山口県議会定例会で議決された平成十八年度山口県補正予算の要領 次のとおりです。

平成十八年七月十八日

平成18年度山口県一般会計補正予算(第1号

山口県知事

井 関 成

第1条 (債務負担行為の補正) 平成18年度山口県の一般会計補正予算 債務負担行為の追加は、 「第1表 (第1号)は、 債務負担行為補正」による。 次に定めるところによる。

追

第1表

債務負担行為補正

3 橋りょう整備事業の 年度を扱うる工事を一 括契約すること。 (国道400号十文字ア) (クセス橋上部工	緊急地方道業の年度を超を一括契約する一括契約する。 (単道徳山本)	1 広域河川改修事業用地等先行取得に伴う山地等先行取得に伴う山口県土地開発公社に対する交付金(南若川)	睡
平成18年度から 平成19年度まで	平成18年度から 平成19年度まで	平成18年度から 平成22年度まで	期間
350,000千円	1,200,000千円	480,000千円	限
			椰
			故

Щ

П

(三八七)特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

六日までの間、 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年九月 、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月十八日

山口県知事 _ 井 関

成

申請のあった年月日 平成十八年七月六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境奇兵隊

表 者 の 氏 名

主たる事務所の所在地 山口市桜畠三丁目二番一号

定款に記載された目的

Ξ

球環境の保全に寄与すること。 機関及び中等教育機関並びに県民を対象とする環境教育に関する支援事業を行い、 山口県内の中小事業所の環境マネジメントシステムの構築への支援並びに初等教育 地

(三八八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、 次の

変更後の定款は、平成十八年九月四日までの間、 山口県環境生活部県民生活課 山口

県萩県民局及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月十八日

山口県知事

井

関 成

申請のあった年月日 平成十八年七月四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人萩子どもセンター

代 表 者 の 氏 名 石丸 智子

主たる事務所の所在地 萩市大字東田町五二番地

削る。

「立野公会堂 「光市三輪福祉会館 削り、「光市三輪福祉会館

光市大字三輪九四〇の一」に改め、

大字三輪九四〇の一」を

大字立野一二二七の一

「光市大和福祉会館

平成十八年七月十八日

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

員会告示第九十七号)の一部を次のように改正する。 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示 (平成八年山口県選挙管理委

山口県選挙管理委員会委員長

光市大字岩田二四七四

福

田 隆 司

 \equiv を

"

を

 \equiv

平成十八年七月十八日発行平成十八年七月十八日印刷

発発 行行 人所

口具知

ЩЩ

事庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)